

大田市告示第157号

大田市農林水産業県単独事業補助金交付要綱（平成30年大田市告示第147号）の一部を次のように改正する。

令和7年10月27日

大田市長 楫野弘和

別表1の表中「認定農業者」を「担い手」に、「15千円」を「30千円」に改める。

附 則

この告示は、令和7年10月27日から施行し、令和7年4月1日から適用する。